平成２６年（フ）第４５９号
静岡県浜松市南区楊子町555番地、前住所静岡県浜松市南区恩地町58番地
債務者　鈴木　康太
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平尾　竜太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
岐阜県高山市石浦町４丁目194番地
債務者　東　美保子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪下　六代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第１７１号
山口県下関市楠乃５丁目６番22号
債務者　泰新ペイントこと　大山　泰司
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後２時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉村　憲昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第２３３５号
札幌市手稲区前田５条５丁目３番８号
債務者　長町　秀人
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　浩士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１号
大阪府富田林市かがり台26―６、住民票上の住所大阪府富田林市楠風台３丁目７番10号
債務者　山畠　修二
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　　澄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２３８号
北海道釧路郡釧路町北都２丁目２番地13コーポミヤサカ102号室
債務者　西山　幹夫
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤明日佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月13日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
釧路地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４３４号
岐阜市薮田南４丁目６番22号　サンシティ井上２―101号室
債務者　荒山　静男
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４号
滋賀県長浜市木之本町黒田982番地
債務者　山本　富枝
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第２９８号
大分市豊町１丁目９番11号
債務者　戸髙　英明
1　決定年月日時　平成27年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３５５号
大分県津久見市高洲町18番20号
債務者　新納　伸二
1　決定年月日時　平成27年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３６３号
大分県別府市大字亀川1839番地の２　県住上平田住宅２Ａ―５―42
債務者　柴尾　幸江
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３８５号
大分市日吉町７番９号　パナハイツタナベ101
債務者　竹上　久司
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３８７号
大分市三川新町２丁目２番４号　寺司アパート３
債務者　田邉　靖代
1　決定年月日時　平成27年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２号
大分市賀来南１丁目１番60―305号　Mティオ
債務者　田中　和子
1　決定年月日時　平成27年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６７６号
仙台市青葉区桜ケ丘２丁目17番３―905号
債務者　及川　　渡
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６７９号
仙台市太白区袋原５丁目14番１―107号
債務者　伊藤　文広
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７４１号
仙台市泉区実沢字二ノ関屋敷19番地
債務者　高橋久美子
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係